



愛媛県報

令和7年7月3日木曜日 第623号外2

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇

選挙管理委員会告示

- 参議院選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の選任……………（選挙管理委員会）…… 1
- 参議院選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………（ ）…… 1
- 参議院選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………（ ）…… 1
- 参議院選挙区選出議員選挙におけるポスターの掲示の開始日……………（ ）…… 1
- 参議院選挙区選出議員選挙における候補者の政見放送の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時……………（ ）…… 1
- 参議院選挙区選出議員選挙における選挙長の告示の方法……………（ ）…… 1
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の選任……………（ ）…… 2
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………（ ）…… 2
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の告示の方法……………（ ）…… 2

選挙長告示

- 参議院選挙区選出議員選挙における選挙長の事務の取扱場所……………（選挙管理委員会）…… 2
- 参議院選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人の数の制限……………（ ）…… 2
- 参議院選挙区選出議員選挙における選挙立会人を決定するためのくじを行う場所及び日時……………（ ）…… 2

選挙分会長告示

- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務の取扱場所……………（選挙管理委員会）…… 2
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人の数の制限……………（ ）…… 2
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を決定するためのくじを行う場所及び日時……………（ ）…… 2

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者は、次のとおりである。

令和7年7月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
松山市	三好賢治	松山市	雲峰 隆光

○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者1人につき38,050,300円である。

令和7年7月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

○愛媛県選挙管理委員会告示第57号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和7年7月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 場所 愛媛県庁

2 日時 令和7年7月22日 午後4時

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる日は、令和7年7月3日とする。

令和7年7月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における候補者の政見放送の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和7年7月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 場所 愛媛県庁

2 日時 令和7年7月3日 午後6時30分

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙長の告示は、愛媛県報に掲載して行う。ただし、天災、事変その他

特別の事情により愛媛県報に掲載することができないときは、県庁前の掲示板及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。

令和7年7月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者は、次のとおりである。

令和7年7月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

選挙分会長		選挙分会長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
松山市	三好賢治	松山市	雲峰 隆光

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和7年7月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

- 場所 愛媛県庁
- 日時 令和7年7月22日 午後4時30分

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の告示は、愛媛県報に掲載して行う。ただし、天災、事変その他特別の事情により愛媛県報に掲載することができないときは、県庁前の掲示板及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。

令和7年7月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

選挙長告示

○参議院選挙区選出議員選挙愛媛県選挙区選挙長告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙長の事務は、愛媛県庁で行う。

令和7年7月3日

参議院選挙区選出議員選挙

愛媛県選挙区選挙長 三好賢治

○参議院選挙区選出議員選挙愛媛県選挙区選挙長告示第2号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人の数は、10人に制限する。

令和7年7月3日

参議院選挙区選出議員選挙

愛媛県選挙区選挙長 三好賢治

○参議院選挙区選出議員選挙愛媛県選挙区選挙長告示第3号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙立会人につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和7年7月3日

参議院選挙区選出議員選挙

愛媛県選挙区選挙長 三好賢治

- 場所 愛媛県庁
- 日時 令和7年7月18日 午前10時

選挙分会長告示

○参議院比例代表選出議員選挙愛媛県選挙分会長告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務は、愛媛県庁で行う。

令和7年7月3日

参議院比例代表選出議員選挙

愛媛県選挙分会長 三好賢治

○参議院比例代表選出議員選挙愛媛県選挙分会長告示第2号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人の数は、10人に制限する。

令和7年7月3日

参議院比例代表選出議員選挙

愛媛県選挙分会長 三好賢治

○参議院比例代表選出議員選挙愛媛県選挙分会長告示第3号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和7年7月3日

参議院比例代表選出議員選挙

愛媛県選挙分会長 三好賢治

- 場所 愛媛県庁
- 日時 令和7年7月18日 午前10時10分